

整理番号

連絡先

都市整備局IR推進課 井ノ上

671-4135

# 設 計 書

- 1 委託件名 IR(統合型リゾート)事業説明会実施運営等業務委託
- 2 履行場所 横浜市役所及びその他委託者の指定する場所
- 3 履行期間 契約締結日より 令和3年 3月 31日まで
- 4 委託概要 IR(統合型リゾート)について、市民の理解促進を図るため、事業説明会を開催する。
- 5 現場説明  平成 年 月 日 時  
 不 要
- 6 かし担保  委託契約約款に記載のとおり  
 不 要
- 7 契約区分  確定契約  概算契約
- 8 前払い金  あ り  な し
- 9 部分払い  あり( 回以内)  な し
- 10 その他

委託金額

---

内 訳

業務価格

---

消費税及び地方消  
費税相当額

---

横浜市都市整備局

## 委 託 内 訳 書

名 称	単位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
説明会開催準備業務	式	1			
説明会実施運営業務	式	1			
説明会翌日以降業務	式	1			
一般管理費	式	1			
小計					
消費税相当額					
業務委託料 計					

## I R（統合型リゾート）事業説明会実施運営等業務委託仕様書

### 1 業務名称

I R（統合型リゾート）事業説明会実施運営等業務委託

### 2 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

### 3 履行場所

横浜市役所及びその他委託者の指定する場所

### 4 業務目的

横浜市（以下「本市」という。）が設置を目指すI R（統合型リゾート）について、市民の理解促進を図るため、事業説明会（以下「説明会」という。）を開催する。なお、本説明会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を徹底して開催する。

### 5 説明会概要

#### (1) 名称

I R（統合型リゾート）事業説明会

#### (2) 対象者

横浜市民（市内在住・在勤・在学の方）

#### (3) 開催形式

Zoomによる双方向コミュニケーションが可能な配信形式で実施する。また、説明会の模様をYouTubeでライブ配信する。

#### (4) 場所（別紙1）

##### ア 事務局

横浜市役所内に設置し、説明会の進行・管理やZoom・YouTubeでの配信環境の調整・管理を行う。

##### イ オンライン説明会

事務局がホストとして開催したオンラインミーティングに、参加者自身が直接参加する。定員は1回につき60名とする。

##### ウ サテライト会場

オンライン会場への参加が困難な者を対象とし、本市が指定する市内18か所に設置する。事務局との通信方法は、Zoomを使用する。定員は1回につき1会場30名とする。

## (5) 開催日時

令和3年2月から3月の間に平日、休日問わず6回（2時間程度）開催する。具体的な日時及びサテライト会場の場所は、契約締結後に本市から伝えるものとする。

なお、1回の開催でオンライン説明会とサテライト会場3会場を同時に中継し、計150名（オンライン説明会参加者60名、サテライト会場参加者30名×3会場）が参加する。

## (6) 内容

ア 事務局による説明

イ 休憩

ウ 質疑応答

## 6 業務内容

### (1) 説明会開催準備業務

ア 説明会の進行台本を作成する。作成にあたっては、本市と十分に協議する。

イ 事務局による説明は、各回とも全て同じ内容のため、事前に収録・編集を行う。収録を行う場所は、本市が指定するが、収録・編集に必要な機材等は全て受託者が用意すること。また、手話通訳者を1名手配し、説明内容に沿った手話通訳の映像も合わせて収録・編集する。映像の構成や編集方法については、本市と十分に協議すること。

ウ 説明会当日にサテライト会場の参加者受付対応に従事する者を1回につき6名（2名×3会場）手配する。なお、この者は、各回とも同一人物でなくともよい。

エ 説明会当日の手話通訳者を各回2名手配する。なお、手話通訳者は、同一人物でなくともよい。手話通訳者の従事場所は、全て事務局とする。

オ 説明会当日にサテライト会場の整理・人員誘導等に従事する者を1回につき6名（2名×3会場）手配する。なお、この者は、各回とも同一人物でなくともよい。

カ Zoomアカウントは、受託者が用意するものを使用し、オンラインミーティングの参加に必要なID・パスワードは、説明会当日の1か月前を目安に本市に通知すること。

キ 事務局及びサテライト会場18会場の下見を行い、会場の構造や説明会当日の機材配置場所を確認すること。なお、下見には、本市の職員が同行する。

ク 説明会当日を想定したオンライン配信環境の動作確認のため、事務局及び本市が指定するサテライト会場3会場で簡易的なリハーサルを実施する。サテライト会場のネットワーク環境は、構築されていないものと想定して、受託者が

モバイルWi-Fiルーターを予備機と合わせて1会場につき2台用意すること。  
事務局のネットワーク環境は、原則として事務局内に設置されている回線を使用するが、予備用モバイルWi-Fiルーターを受託者が1台用意する。なお、説明会当日の円滑な進行のため、十分な通信容量のモバイルWi-Fiルーターを用意すること。

ケ 受託者は、サテライト会場に設置する新型コロナウイルス感染症対策に係る物品として、1会場につき40名程度が十分に使用できる量のアルコール消毒液、除菌シート適量、非接触型体温計1台を用意すること。

コ 受託者は、オンライン配信に係る以下の機材を用意すること。

(ア) 事務局

カメラ 3台

ピンマイク 3台

スピーカー 1台

モニター 1台

PC 3台 (YouTube 配信用・Zoom 配信用・予備用)

モバイルWi-Fiルーター (10GB以上・予備用) 1台

その他オンライン配信に必要な機材

(イ) 各サテライト会場

カメラ 1台

マイク 1台

スピーカー 1台

プロジェクター 1台

スクリーン 1台

PC 2台 (Zoom 配信用・予備用)

ハンディスキャナー 1台

モバイルWi-Fiルーター (10GB以上) 1台

モバイルWi-Fiルーター (10GB以上・予備用) 1台

その他オンライン配信に必要な機材

(2) 説明会実施運營業務

ア 事務局及びサテライト会場に機材等を設置し、安定的な配信環境を構築する。事務局及びサテライト会場の機材配置は別紙2、3のとおりとする。万が一、配信に係るトラブルが発生した場合は、迅速に対応すること。

イ 事務局と各サテライト会場は、映像と音声で相互にやり取りするものとするが、サテライト会場間の映像・音声による通信体制は構築しなくてよい。事務局側からミュート機能の切り替えやモニターに映し出す各会場の映像を切り替えが可能な仕組みにする。事務局の指示のもと、受託者が操作をする。

ウ オンライン説明会及びサテライト会場との質疑応答方法は、以下のとおりとする。

(ア) オンライン説明会

一時的に Zoom のチャット機能の使用制限を解除し、チャットで参加者からの質問を募集する。その後、チャット機能の使用を再び制限し、質問の募集を締め切る。事務局の回答時は、事務局が指定する質問者のみミュートを解除し、直接音声で回答する。回答終了後は、再びミュートする。

(イ) サテライト会場

参加者からの質問は、本市が用意する質問用紙で募集する。質疑応答開始までに本市職員が質問用紙を回収し、その中から複数抽出したものを受託者が PDF ファイルに変換し、事務局に送信する。質問時には自身が記入した内容を読み上げ、事務局が直接音声で回答する。

カ YouTube でのライブ配信用映像を撮影し、生配信する。なお、生配信は、コメント機能を使用しない。YouTube での生配信で使用するアカウントは、市公式チャンネルではなく、受託者が作成すること。作成したアカウントは、一定期間後に削除する。

キ Zoom 及び YouTube のライブ配信に流れる映像には、手話通訳者の映像がワイプで表示されるようにすること。

ク 配信におけるセキュリティ対策は、受託者が責任をもって行う。

(3) 説明会翌日以降業務

ア 説明会当日のオンライン説明会及びサテライト会場参加者との質疑応答の要旨を作成すること。

イ 当日回答することができなかった質問の文字起こし作成及びアンケートの集計を行うこと。

(4) その他

本仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者で協議することとする。

## 7 成果物

- (1) 事務局説明映像データ
- (2) 業務完了報告書
- (3) 6 (3) アに定める質疑応答の要旨 (CD-R)
- (4) 6 (3) イに定める質問の文字起こし及びアンケートの集計結果 (CD-R)

## 8 適用文書

本業務は、以下に基づき実施する。

(1) 委託契約約款及び契約規則

(2) 個人情報取扱特記事項

ア 受託者がこの契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取扱いについて横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

イ 受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、速やかに「個人情報取扱特記事項」第 11 条による研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。

(3) 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

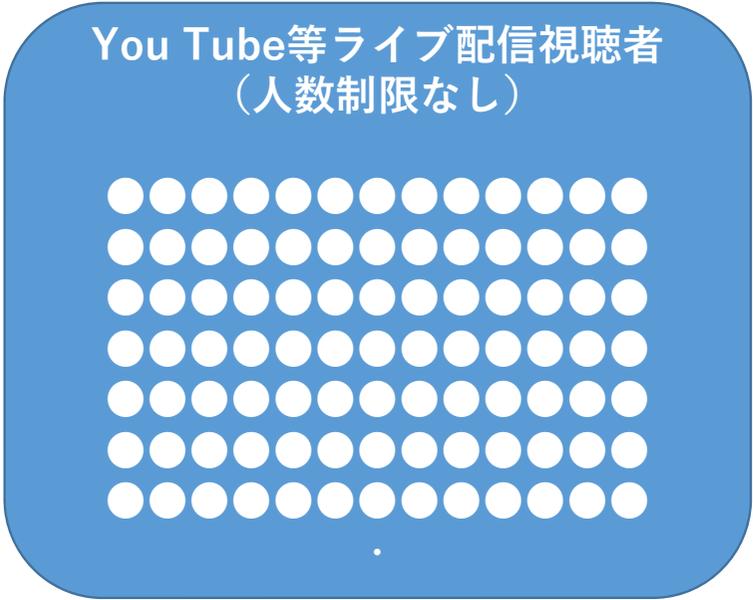
受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、その遂行にあたって、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。

(4) 横浜市インターネット情報受発信ガイドライン

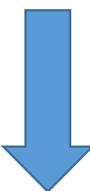
(5) その他委託者が指定するもの



You Tube等による  
ライブ配信



Zoom等による  
双方向通信



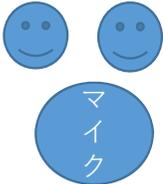
Zoom等による  
双方向通信



事務局配置図  
(イメージ)

スピーカー

説明者



モニター

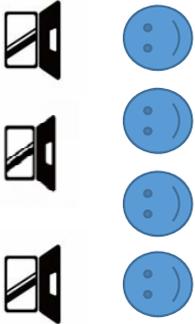
手話通訳者



カメラ  
(手話通訳用)

カメラ  
(Zoom用)

事務局 + 技術スタッフ



カメラ  
(Youtube用)

サテライト会場配置図  
(イメージ)

